

平成 28 年 6 月 27 日新宮市教育委員会の指示により改定

警報時における生徒の登下校について

1、新宮市に暴風警報または大雨警報または洪水警報のいずれかが発令された時

(1) 生徒の登校前に発令された時

1、午前 7 時の時点で発令中の時は、自宅待機とする。

(この時点で給食なしが決定します)

2、午前 9 時の時点で発令中の時は、休校とする。

3、午前 9 時の時点で解除されていたら、その時の状況により、適切に判断する。

(2) 生徒の登校後に発令された時

1、学校は、教育委員会と協議し適切な処置をとる。

2、帰宅後、上記警報が解除されても登校はしない。

地震・津波発生における生徒の登下校について

(1)、登校前に発生した場合（各家庭で対応）

1、強い揺れまたは通学路等市内に災害が発生

2、その他、通学上危険な状況が発生

の場合、自宅待機

3、上記以外の場合

(例、揺れが小さい時など) 保護者の判断で、自宅待機又は登校

※ 但し、一定の状況を確認後、登校、休校について教育委員会と協議し連絡する。

(2) 登校中に発生した場合

1、登校している生徒は、学校待機。

(3) 授業中（授業中）に発生した場合

1、強い揺れまたは津波注意報・警報が出ている場合

原則として学校待機。

※以後の措置については防災本部・教委の協議により措置を講ずる。

2、小さな揺れまたは津波注意報、警報が出ていない場合

※状況を見て、保護者の引き取り又は通常通りの下校指導を実施

◎ 緊急事態が発生した時、又は重大な災害が起きる恐れがあると予想される時は、学年連絡網で連絡します。